

専決第 1 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 6 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 8 号）を次のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 月 1 6 日

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

令和6年度つくばみらい市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度つくばみらい市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150,707千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,732,929千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金		5,378,199	150,707	5,528,906
	2 国 庫 補 助 金	2,830,992	150,707	2,981,699
歳 入 合 計		30,582,222	150,707	30,732,929

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		9,482,036	150,707	9,632,743
	1 社 会 福 祉 費	4,681,054	150,707	4,831,761
歳 出 合 計		30,582,222	150,707	30,732,929

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯に対する物価高騰支援給付金支給事業	150,707

令和 6 年度

つくばみらい市一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款		補正前の額	補正額	計
15	国庫支出金	5,378,199	150,707	5,528,906
歳入合計		30,582,222	150,707	30,732,929

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
3 民 生 費	9, 482, 036	150, 707	9, 632, 743	150, 707				
歳 出 合 計	30, 582, 222	150, 707	30, 732, 929	150, 707				

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	649,217	150,707	799,924	1 総務管理費補助金	150,707	・ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
計	2,830,992	150,707	2,981,699			

3 歳 出

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会福祉 総 務 費	150,707	150,707				10 需 用 費	300	<u>56住民税非課税世帯に対する物価高騰支援給付金支給事業（社会福祉課）</u> 10需用費 01消耗品費 11役務費 01通信運搬費 04手数料 ・口座振込手数料 12委託料 04委託料 ・事務員派遣業務委託料 ・物価高騰支援給付金システム構築等業務委託料 13使用料及び賃借料 ・パソコン等借上料 19扶助費 ・物価高騰支援給付金
	(1,014,267)					11 役 務 費	1,893	
	(1,164,974)					12 委 託 料	8,414	
		150,707				13 使用料及び賃借料	1,100	
						19 扶 助 費	139,000	
計	150,707 (4,681,054) (4,831,761)	150,707						